

平成25年度第11回教育研究評議会議事要旨

日時 平成25年11月13日(水) 15時25分開会

場所 第1会議室

出席者 19名

山本学長, 和田理事(総務・財務担当副学長), 大矢理事(教育担当副学長), 奥田副学長, 鈴木評議員(言語センター長), 平沢評議員(情報処理センター長), 穴沢評議員(国際交流センター長), 松家評議員(経済学科長), 坂柳評議員(商学科長), 林評議員(企業法学科長), 八木評議員(一般教育系学科主任), 金評議員(現代商学専攻長), 横田評議員(経済学科教授), プラート評議員(商学科教授), 石黒評議員(企業法学科教授), 中村(隆)評議員(社会情報学科教授), 上野評議員(一般教育系教授), 山本(久)評議員(言語センター教授), 瀬戸評議員(アントレプレナーシップ専攻教授)

公欠者 1名

籾本評議員(アントレプレナーシップ専攻長)

欠席者 2名

李評議員(ビジネス創造センター長), 持田評議員(社会情報学科長)

議事に先立ち, 議題「小樽商科大学におけるサバティカル実施に関する細則(案)について」を追加する旨, 報告があった。

続いて, 事前に配付している前回(10月16日)開催の平成25年度第10回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 小樽商科大学学則等の一部改正(案)について

山本学長から, 小樽商科大学学則等の一部改正(案)について, 提案があった。

内容については, 大矢理事(教育担当副学長)から, 審議資料1に基づき, 説明があった。続いて, 審議が行われ, 原案どおり承認された。

承認後, 山本学長から, 本件について承認されたため, 学則等の一部改正については, 平成26年4月1日付けで施行する旨発言があった。

2. 小樽商科大学国際交流科目規程の一部改正(案)について

山本学長から, 小樽商科大学国際交流科目規程の一部改正(案)について, 提案があった。

内容については, 穴沢国際交流委員会委員長から, 審議資料2に基づき, 説明があった。続いて, 審議が行われ, 原案どおり承認された。

承認後, 山本学長から, 本件について承認されたため, 国際交流科目規程の一部改正については, 平成26年4月1日付けで施行する旨発言があった。

3. 教員の割愛について

山本学長から、アントレプレナーシップ専攻 保田 隆明准教授について、平成26年4月1日付けで、昭和女子大学グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科准教授に採用したい旨依頼があったので審議願いたい旨、提案があった。

なお、本件については、本日開催されたアントレプレナーシップ専攻会議で承認されている旨、補足説明があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件について承認されたため、次回(11月27日)開催予定の学部・大学院合同教授会で報告する旨、発言があった。

4. 学科長の交代について

山本学長から、学科長の交代について、本日開催された学部教授会にて原案が得られたので、審議願いたい旨、提案があった。

〈提案内容〉

○持田 泰昭社会情報学科長から、一身上の都合により、学科運営に支障を来す可能性があるため、学科長を辞任したい旨、学科宛に連絡があった。

○社会情報学科では、11月5日開催の学科会議で審議を行い、学科長の交代をやむを得ないと判断し、後任の学科長については、加地 太一教授を推薦することになった。

○社会情報学科長について、持田 泰昭教授から、加地 太一教授に交代することについて、本評議会にて、承認願うものである。

○本学組織・運営規程第9条第6項の規定により、持田教授の学科長の任期については、本日(平成25年11月13日)までとし、後任の加地教授の任期については、平成25年11月14日から平成26年3月31日までとなる。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

【追加】5. 小樽商科大学におけるサバティカル実施に関する細則(案)について

山本学長から、小樽商科大学におけるサバティカル実施に関する細則(案)について、提案があった。

内容については、鈴木教員人事制度検討WG座長から、審議資料5に基づき、説明があった。

なお、山本学長から、本件が承認された場合、各学科等に通知しているサバティカル研修候補者の推薦期限を平成25年12月10日まで延長する予定である旨発言があった。

続いて、質疑応答等があった。

○本細則(案)には、費用に係る規定がないが、例えば、サバティカル研修で海外に行った場合、費用はどこから捻出されるのか。

●個人研究費等を使用していただくこととなる。

その後、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件について承認されたため、本日（11月13日）付けで制定し、平成26年4月1日付けで施行する旨発言があった。

なお、前年度の学科長等を構成員とする教員人事制度検討WGは、全ての課題の検討を終えたため、本日（11月13日）付けで解散することになる旨発言があった。

また、新たに教員の人事制度に関する課題等が生じた場合、その時に在職している学科長等により新たに教員人事制度検討WGを組織することになる旨併せて発言があった。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、11月27日（水）に開催する予定である。

以 上